

草津市農業振興計画の主な改定ポイント

序 農業振興計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨【資料1 P1】
 - ・社会情勢の変化等を踏まえ、内容等について全面的に変更しました。
2. 計画期間【資料1 P2】
 - ・上位計画である草津市第5次総合計画と整合を図り、目標年度を平成32年度としました。
3. 計画の構成【資料1 P2】
 - ・目標を実現するための推進方策で「施策」を「取組」に変更しました。
4. これまでの取組状況【参考資料2 P3、4】
 - ・平成21年3月に「草津市農業振興計画」を策定してからの取組状況の概要を記載しました。

I 本市の農業を取り巻く現状と課題

1. 本市の農業を取り巻く現状
 - (1) 農業政策に係る上位関連計画【資料1 P3】
 - ・国や県の取組について、現状にあわすように変更しました。
 - (2) 本市農業の特性【資料1 P4】
 - ・新たな取組を踏まえて、加筆を行いました。
2. 本市農業の課題【資料1 P5】
 - ・新たな課題等を踏まえ、加筆・修正を行いました。

II 農業振興の目標【資料1 P7～P9】

- ・新たに成果目標を設定しました。

III 目標を実現するための推進方策【資料1 P10～P41】

- ・JAの位置づけを修正しました。
- ・各取組について、取組内容の加筆・修正、整理を行いました。
- ・各主体にとって、より身近な計画となるよう、役割を追加しました。
- ・関連計画の施策を追加しました。

その他

- ・全体的な文言の統一等を行いました。(など→等、取り組み→取組 等)

草津市農業振興計画の主な改定点

序 農業振興計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

- ・ 社会情勢の変化等を踏まえ、記載を下記のように修正します。

この他、全体的な文言の統一等を行っています。(など→等、取り組み→取組 等)

新	旧
<p><u>本市では、平成 21 年 3 月に「草津市農業振興計画」を策定し、「市民と農業者がともに育む 潤いと活力をあたえる『農』のあるまち」を将来像に、様々な施策を展開してきました。</u></p> <p><u>しかしながら、都市化による農地の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足等の進行に歯止めがかからず、さらには、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の大筋合意等により、今後は安価な輸入農産物の大幅な増加が見込まれます。そのため、市内農業の生産性の向上やブランド化を図り、市内農業の体質を強化するとともに、市民とともに、農業・農地の価値を認め、共有の財産として次世代に引き継いでいくための取組がますます重要となってきました。</u></p> <p><u>このような中、国においては、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」、平成 27 年 3 月に当プランに基づき新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。</u></p> <p><u>また、滋賀県においても、国の農政改革にあわせ、産業振興と地域づくり、環境配慮の 3 つの視点から、今後の中期的な施策の展開方向を示す「(仮称) 滋賀県農業・水産業基本計画」の策定が進められています。</u></p>	<p>本市では、平成 11 年 3 月に策定した第 4 次草津市総合計画「くさつ 2010 ビジョン」を基に、「草津市農業振興地域整備計画」や「草津市農業振興基本計画」、「草津市基本構想」等、各種計画を策定し、農業・農村の振興に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、この間、本市の農業だけでなく、日本の農業を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきています。特に、農産物貿易の自由化を促進する WTO 体制に移行するなかで、農産物の輸入が急増し、農産物価格の低下により、農家の経営は非常に厳しい状況に置かれています。</p> <p>このようななか、国においては、平成 17 年に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、大きな政策改革が図られているところであり、同年 10 月に決定された「経営所得安定対策等大綱」に基づき、平成 19 年度より品目横断的経営安定対策（平成 20 年 2 月より水田経営所得安定対策に名称を変更）が導入され、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、集中的・重点的な支援が行われています。</p> <p>また、近年の度重なる食品の偽装表示や輸入食品の有害物質による汚染などが社会問題化し、消費者の安全・安心に対するニーズが高まるなかで、国産の農産物が見直されつつあります。</p> <p>さらに、「食育基本法」や「循環型社会形成推進基本法」なども制定されており、安全や安心、健康、環境といった観点からも、地域社会に根ざした農業生産・消費を推進していくことが求められています。特に、地球環境問題の重要性が広く認識されるなかで、フードマイレージやバーチャルウォーター*等の考え方による環境問題への指摘も行われており、我が国が行っているような大量な食料輸入と地球環境問題との関連についても目を向ける必要があります。</p>

<p><u>このような社会情勢の変化を踏まえ、計画の進捗状況等を検証するとともに、新たな課題等に対応するため、中間年度における「草津市農業振興計画」の改定を行いました。</u></p> <p><u>なお、改定にあたっては、中間年度における見直しであり、また、平成 21 年 12 月に策定された「草津市第 5 次総合計画」と整合を図るため、基本方針の変更を行わずに、施策や取組内容について所要の見直しを行い、新しい「草津市農業振興計画」として策定しました。</u></p>	<p>このような社会経済情勢の変化を踏まえ、本市の農業が、農業者や市民の期待に応えられる安定した産業として育成されるよう、本市の農業の将来像を見据えた様々な農業施策を明らかにし、新たに「農業振興計画」を策定するものです。</p>
--	--

2. 計画期間

- ・草津市第 5 次総合計画と整合を図り、目標年度を下記のように修正します。

新	旧
<p>本計画は、<u>草津市第 5 次総合計画と整合を図り、</u>目標年度を<u>平成 32 年度（2020 年度）</u>とします。</p>	<p>本計画は、目標年度を平成 30 年度（2018 年度）とします。</p> <p>なお、農業を取り巻く社会経済情勢の変化等も踏まえ、おおむね 5 年後に見直しを行うこととします。</p>

3. 計画の構成

新	旧
<p>計画は、「Ⅰ 本市の農業を取り巻く現状と課題」、「Ⅱ 農業振興の目標」、「Ⅲ 目標を実現するための推進方策」で構成しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">本市の農業を取り巻く現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の農業を取り巻く現状 ・本市の農業の課題 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">農業振興の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市における『農業』の位置づけと基本目標 ・重視すべき視点 ・基本方針 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">目標を実現するための推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策 ・主な施策取組 ・重点施策取組 </div>	<p>計画は、「Ⅰ 本市の農業を取り巻く現状と課題」、「Ⅱ 農業振興の目標」、「Ⅲ 目標を実現するための推進方策」で構成しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">本市の農業を取り巻く現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の農業を取り巻く現状 ・本市の農業の課題 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">農業振興の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市における『農業』の位置づけと基本目標 ・重視すべき視点 ・基本方針 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">目標を実現するための推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策 ・主な施策 ・重点施策 </div>

4. これまでの取組状況

- ・平成 21 年 3 月に「草津市農業振興計画」を策定してからの取組状況について、概要を追加します。
(第 1 回懇談会でお示しした資料を箇条書きに整理)

I 本市の農業を取り巻く現状と課題

1. 本市の農業を取り巻く現状

(1) 農業政策に係る上位関連計画

- ・上位関連計画の変更等を踏まえ、記載を下記のように修正します。

新	旧
<p>①国における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>急速に進む人口減少や東日本大震災の発生をはじめとする巨大災害の切迫などを受け、国土形成計画策定後の国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年（平成42年）を見据えた国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」が平成26年7月に策定されています。</u> ・<u>社会情勢の変化等を踏まえ、多様な人材を取り込みつつ、新たな仕組みの構築や手法の導入等にスピード感を持って創意工夫すること、国民が農業・農村の価値を認め共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要であるとの認識の下、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」（農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月改訂）が策定されています。また、当プランに基づく基本計画として新たな「食料・農業・農村基本計画」が、平成27年3月31日に策定されています。</u> ・<u>農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進するとの視点の下、農地中間管理機構の設置や、新たな米政策改革への取組、経営所得安定対策及び日本型直接支払制度の見直しなどが行われています。</u> <p>②滋賀県における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成23年3月に農業・水産業の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」を策定し、平成27年度を目標年次として、その達成に向けて取り組まれています。</u> ・<u>その後の環境の変化や課題解決に向け、今後の中期的な施策の展開方向を示す「(仮称) 滋賀県農業・水産業基本計画」の策定が進められています。</u> <p>③本市における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第5次草津市総合計画に基づき、①持続的・安定的な農業経営の確立、②農地の保全と農業的土地利用の増進、③市民ニーズに応える地産地消の推進、④「農</u> 	<p>①国における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少時代の到来、深刻化する環境問題や東アジアの急激な経済発展等に対応した成熟社会型の国土づくりの方向性を示す「国土形成計画（全国計画）」が平成20年7月に閣議決定されています。 ・社会情勢の変化等を踏まえ、平成17年には新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、農業政策の転換が図られています。 <p>○新しい国土形成計画における位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料等の安定供給と農林水産業の展開 ・農用地等の利用の増進 ・「国土の国民的経営」に向けた施策展開 <p>○農業政策の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政改革三対策（「水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）」、「米政策改革推進対策」、「農地・水・環境保全向上対策」）の導入 ・食料・農業・農村政策推進本部の設置 ・関係府省庁が一体となった「攻めの農政」の展開 <p>②滋賀県における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月に今後5年間の中期的な施策の展開方向を示す「しがの農業・水産業新戦略プラン」を策定し、取組を展開しています。 <p>③本市における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画に基づき、①農地の保全と生産基盤の整備、②農業経営の安定化、③環境にやさしい農業、④下物産業振興エリアにおける事業の展開等を実

<p><u>のあるまちづくり、⑤農業振興のためのネットワーク強化等を実施しています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 9 月には、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための方針や目標を示した「草津市基本構想」を改訂しています。 	<p>施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 8 月には、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための方針や目標を示した「草津市基本構想」を策定しています。
--	--

(2) 本市農業の特性

- 基本目標の順番と合わせて課題の並べ替えを行うとともに、新たな取組を踏まえて、加筆を行いました。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 小規模な水稻農家が多く、また、農業者の高齢化・後継者不足、農家数の減少が進んでいます。 北山田や下笠地域では大都市への近接性を活かした野菜栽培が盛んであり、多くのビニールハウスが整備され、ほうれん草や水菜等の軟弱野菜の産地を形成しています。 「草津メロン」や「あおばな」等、草津市独自の特産品づくりが進められています。 花き・果樹の生産農家が減少しています。 担い手育成の取組により担い手への農地の集約が進んでおり、水稻については約 30%、麦や大豆についてはほぼ 100%の作付けを担い手が請け負っています。 近年大規模な開発が多く、農地の減少が続いています。 都市化が進み、市街地（消費地）に隣接するという恵まれた立地条件にあり、また、食の安全・安心に関する高いニーズを有すると想定される子育て世代の転入が増えています。 市内に県立湖南農業高校や立命館大学等があり、「あおばな」による商品開発や<u>土壤肥沃度診断を活かした農業</u>等、地域と連携した取組が進められています。 <u>湖南 4 市、3 J A による農業振興の取組や、滋賀県における広域重点品目のキャベツ栽培など、広域連携による取組が進められています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 北山田や下笠地域では大都市への近接性を活かした野菜栽培が盛んであり、多くのビニールハウスが整備され、ほうれん草や水菜などの軟弱野菜の産地を形成しています。 担い手育成の取組により担い手への農地の集約が進んでおり、水稻については約 30%、麦や大豆についてはほぼ 100%の作付けを担い手が請け負っています。 「草津メロン」や「あおばな」など、草津市独自の特産品づくりが進められています。 市内に県立湖南農業高校があり、「あおばな」による商品開発等、地域と連携した取組が進められています。 都市化が進み、市街地（消費地）に隣接するという恵まれた立地条件にあり、また、食の安全・安心に関する高いニーズを有すると想定される子育て世代の転入が増えています。 近年大規模な開発が多く、農地の減少が続いています。 小規模な水稻農家が多く、また、農業者の高齢化・後継者不足、農家数の減少が進んでいます。 花き・果樹の生産農家が減少しています。

(3) 農業や食に関する意向

・下記の注釈を追加しました。

※農業や食に関する意向については、平成 21 年 3 月に策定した「草津市農業振興計画」において、市民・農業者・事業者を対象として実施したアンケート調査やヒアリング調査を基に整理したものを再掲しています。

2. 本市農業の課題

・新たな課題等を踏まえ、記載を下記のように修正します。

新	旧
<p>○農業経営の強化と農業を支える多様な人材の確保 農産物の価格の低迷により、農業所得も減少しており、新しい農業政策や、<u>環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の大筋合意等の</u>社会情勢の変化に対応し、農業が業として成り立つよう農業経営の強化が課題です。 また、農業従事者の減少、高齢化が進むなか、<u>地域農業の中心となる担い手の経営をより安定化させるとともに、新たな認定農業者や新規就農者を育成する</u>等、本市の農業を支える多様な人材を<u>確保</u>することが課題です。</p> <p>○<u>草津産農産物</u>のブランド確立 <u>消費者</u>の安全・安心に対するニーズに対応するため、環境に優しい農業・農産物の生産体制を確立するとともに、他産地との差別化を図り、草津産農産物のブランド力の強化を図ることが課題です。</p> <p>○農地の保全・継承 都市化により農地が急激に減少している現状に加え、今後、農業者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄地の増加も懸念されることから、農地は保全すべきという高い市民意向を踏まえ、多様な主体との協働のもと、農地を保全するための仕組みづくりが課題です。</p> <p>○地産地消の機会の創出 市民の市内<u>草津</u>産農産物の購買ニーズは高いものの、市内での購入機会</p>	<p>○農業経営の強化と農業を支える多様な人材の確保 農産物の価格の低迷により、農業所得も減少しており、新しい農業政策や社会の変化に対応し、農業が業として成り立つよう農業経営の強化が課題です。 また、農業従事者の減少・高齢化が進むなか、新規就農者や援農ボランティア等、本市の農業を支える多様な人材の参画機会を創出することが課題です。</p> <p>○安全・安心な農産物としてのブランドの確立 市民の安全・安心に対するニーズに対応するため、環境に優しい農業・農産物の生産体制を確立するとともに、他産地との差別化を図り、草津産農産物のブランド力の強化を図ることが課題です。</p> <p>○農地の保全・継承 都市化により農地が急激に減少している現状に加え、今後、農業者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄地の増加も懸念されることから、農地は保全すべきという高い市民意向を踏まえ、多様な主体との協働のもと、農地を保全するための仕組みづくりが課題です。</p> <p>○地産地消の機会の創出 市民の市内産農産物の購買ニーズは高いものの、市内での購入機会は限</p>

は限られていることから、市民が地産農産物を手に入れやすい場づくりを行うとともに、消費者に分かりやすい情報提供が課題です。

○食育と連携した農業施策の展開

食の安全や食育に関するニーズが高まりつつあるなか、本市においては子育て世代も多いことから、子どもの食育と連携した農業施策の展開が課題です。

○農村地域と市街地との連携による取組強化

市民の農との関わりや交流に対するニーズが高いことから、農の多面的機能等に対する市民の理解を醸成するためにも、農村・農業者側の受け皿拡大等に取り組んでいくことが課題です。

○広域連携によるネットワークの強化

市内の農地・農業者だけでは、食に対する多様なニーズに対応することは難しいと想定されることから、市外の農業者と連携を図りながら、取組を展開することが必要です。また、農産物の販路拡大に向けては、市内流通だけでなく、市外の消費地に向けた取組も検討していく必要があります。

られていることから、市民が地元産農産物を手に入れやすい場づくりを行うなど、消費者に分かりやすい生産・出荷体制の構築と情報提供が課題です。

○食育と連携した農業施策の展開

食の安全や食育に関するニーズが高まりつつあるなか、本市においては子育て世代も多いことから、子どもの食育と連携した農業施策の展開が課題です。

○農村地域と市街地との連携による取組強化

市民の農業・農村との関わりや交流に対するニーズが高いことから、農村・農業者側の受け皿拡大などに取り組んでいくことが課題です。

○広域連携によるネットワークの強化

市内の農地・農業者だけでは、食に対する多様なニーズに対応することは難しいと想定されることから、市外の農業者とも連携を図りながら、取組を展開することが必要です。

II 農業振興の目標

- ・基本方針ごとに、成果目標を設定しました。

新	旧																										
<p>基本方針1 持続的・安定的な農業経営の確立</p> <p>農業を振興するためには、農業が「業」として成り立つことが必要です。<u>環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の大筋合意等の社会情勢の変化に対応し</u>、新しい技術や生産方式等の導入を進めつつ、生産・流通の改善を図り、持続的・安定的な農業経営の確立を目指<u>します。また</u>、草津市の農業を支える担い手の育成、確保や、<u>市民との協働による援農体制の検討等</u>、多様な人材の育成に向けた取組を進めます。</p> <p>また、施設野菜の栽培が盛んである地域特性を活かし、地域ブランドの形成を促進するとともに、加工・業務用の需用に対応した野菜生産の拡大等、新たな生産体制の確立を図り、地域農業の持続的な発展を図ります。</p> <p>■成果目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標</th> <th style="width: 35%;">現況（平成26年）</th> <th style="width: 35%;">目標値（平成32年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定農業者数</td> <td>72件</td> <td>72件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認定農業者の確保に努めるものの、高齢化に伴う減少を考慮し、現状維持としました。</p> <p>※参考 認定農業者の年齢推移</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">平成26年度</td> <td style="font-size: 2em;">➔</td> <td colspan="2">平成32年度</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">年齢層</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">人数</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">年齢層</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">人数</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">70歳以上</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">13名</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">70歳以上</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">25名</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">75歳以上</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">4名</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">75歳以上</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">13名</td> </tr> </table>	指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）	認定農業者数	72件	72件	平成26年度		➔	平成32年度		年齢層	人数		年齢層	人数	70歳以上	13名		70歳以上	25名	75歳以上	4名		75歳以上	13名	<p>基本方針1 持続的・安定的な農業経営の確立</p> <p>農業を振興するためには、農業が「業」として成り立つことが必要です。新しい技術や生産方式等の導入を進めつつ、生産・流通の改善を図り、持続的・安定的な農業経営の確立を目指すとともに、草津市の農業を支える担い手の育成、確保や多様な人材の育成に向けた取組を進めます。</p> <p>また、施設野菜の栽培が盛んである地域特性を活かし、地域ブランドの形成を促進するとともに、加工・業務用の需用に対応した野菜生産の拡大等、新たな生産体制の確立を図り、地域農業の持続的な発展を図ります。</p>
指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）																									
認定農業者数	72件	72件																									
平成26年度		➔	平成32年度																								
年齢層	人数		年齢層	人数																							
70歳以上	13名		70歳以上	25名																							
75歳以上	4名		75歳以上	13名																							

基本方針2 農地の保全と農業的土地利用の増進

都市的土地利用との調整を図りながら、農地の保全を図ります。また、生産性の高い優良農地の確保を図るため、ほ場整備事業等を活用し未整備地域の整備と保全を図ります。

さらに、農作業受委託や利用権設定等を通じ、認定農業者等への土地の利用集積を図るとともに、耕作放棄地の解消に努め、農地の農業的土地利用の増進を図ります。

■成果目標

指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）
担い手への農地集積率	39.98%	55%

※農地集積率＝担い手集積面積／農用地区域農地面積

基本方針3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消の推進

生産段階での積極的な情報提供等により、~~市内~~草津産農産物に対する信頼の確保を図るとともに、市民にわかりやすい地~~場~~産農産物の流通システムの構築を図ります。

また、食育等の取組と連携を図りながら、農業の多面的機能や食の大切さ等に対する市民の理解を深めることにより、生産者と消費者を結びつけ、地産地消の推進を図ります。

■成果目標

指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）
地場産物を購入するよう心がけている市民の割合【市民意識調査】	61.0%	70%

基本方針2 農地の保全と農業的土地利用の増進

都市的土地利用との調整を図りながら、農地の保全を図ります。また、生産性の高い優良農地の確保を図るため、ほ場整備事業等を活用し未整備地域の整備と保全を図ります。

さらに、農作業受委託や農地保有合理化事業（利用権設定等）を通じ、認定農業者等への土地の利用集積を図るとともに、耕作放棄地の解消に努め、農地の農業的土地利用の増進を図ります。

基本方針3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消の推進

生産段階での積極的な情報提供などにより、市内産農産物に対する信頼の確保を図るとともに、市民にわかりやすい地元産農産物の流通システムの構築を図ります。

また、食育等の取組と連携を図りながら、農業の多面的機能や食の大切さなどに対する市民の理解を深めることにより、生産者と消費者を結びつけ、地産地消の推進を図ります。

基本方針4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進

市民農園・体験農園等での農体験や、朝市、即売会等の身近な農業イベントの開催等を通じて、市民が農とふれあえる場の創出を図り、市民の農業に対する理解の醸成を図ります。

また、有機農業の推進や水質保全等、環境に配慮した取組を展開し、市民生活に潤いをもたらす美しい農村環境の保全を図ります。

■成果目標

指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）
農業体験に参加した人の数	1,807人	2,000人

基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

本市の農業振興を図るために、本市の農政担当課や農業委員会、JA、県の農政関係部局、農業関係団体や地域の各種協議会等の連携の強化を図ります。

また、消費者団体、教育機関、流通関連事業者、研究機関等との連携を図りながら、農を取り巻く様々な主体を取り込んだネットワークの構築を図ります。

基本方針4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進

市民との交流を図るため、市民農園・体験農園など市民との交流を図れる場の創出を図り、市民の農業に対する理解を深めるとともに、協働で農業を支える仕組みとして、援農体制の確立を目指します。

また、有機農業の推進や水質保全等、環境に配慮した取組を展開し、市民生活に潤いをもたらす美しい農村環境の保全を図ります。

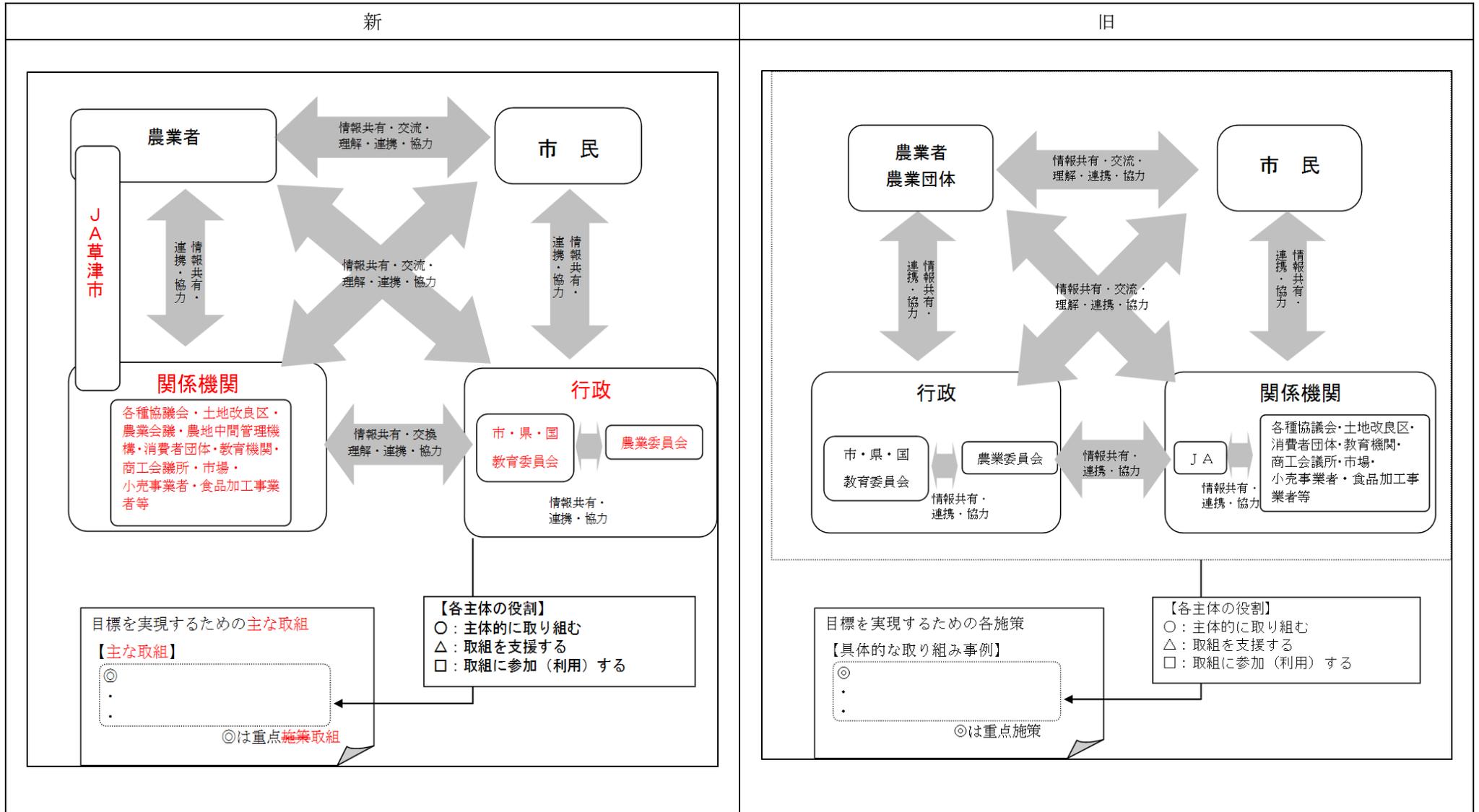
基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

本市の農業振興を図るために、本市の農政担当課や農業委員会を中心に、JA等の農業関係団体や地域の各種協議会等の連携の強化を図ります。

また、県の農政関係部局や消費者団体、教育機関、流通関連事業者、研究機関等との連携を図りながら、農を取り巻く様々な主体を取り込んだネットワークの構築を図ります。

Ⅲ 目標を実現するための推進方策

- ・ J A の位置づけを修正しました。
- ・ 各施策については、次頁以降を参照。



基本方針1 持続的・安定的な農業経営の確立

①活力ある経営体の育成

- ・~~水田経営所得安定対策の適用拡大を図るため、認定農業者制度の啓発などに努め、~~認定農業者や集落営農組織、認定新規就農者の育成を推進し~~ます~~するとともに、継続的な支援や意見交換会等を実施します。
- ・~~意欲ある担い手農業者が、自ら創意工夫し、本市に適した安定的に~~農業経営が展開できるよう、~~農業経営方針について~~関係機関と連携し、経営体質の強化に向けた研修会等を行うとともに、複合化や多角化~~など~~等新たな取組への指導、助言、支援を行います。
- ・労働力の維持、確保や取引信用力の向上~~など~~等に有効な経営体の法人化を促進します。
- ・~~観光農園や体験農園など、市民ニーズに対応した新たな農業経営モデルの構築に向けた支援を行います。~~（基本方針4-①へ）

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
◎認定農業者制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械・施設に対する支援 ・担い手への金融支援(金利負担軽減措置) ・認定農業者は増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の高齢化 ・認定農業者の不足 ・市場の変化を見据え、経営感覚を持った農業者の育成が課題 ・法人化に向けた取組の更なる支援 ・都市近郊に立地する特性を生かした、新たな営農類型への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな認定農業者の育成 ・認定農業者等への農業経営の研修会等の実施 ・関係機関と連携した認定農業者等への継続的な支援や意見交換会の実施 ・法人化に向けた取組への支援 ・複合化や多角化経営に向けた経営指導 	◎認定農業者制度の活用促進
・経営分析の講習や研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施(経営手法・簿記等)【湖南地域農業センター】 ・栽培技術の統一化 			・農業経営の体質強化に向けた講習や研修会の実施
・営農類型に応じた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体等への支援 ・担い手数は増加 			・農業経営の複合化や多角化に向けた取組
・法人化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体の法人へ向けた取組支援 ・法人数の増加 			・法人化に向けた取組
・観光農園や体験農園など、新たな農業経営モデルの調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・着地型観光による交流人口の拡大策に関する調査研究(⇒農業体験等への市民ニーズの把握) 			(基本方針4-①へ)
				・家族経営協定の締結促進(基本方針1-②から)

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
◎認定農業者制度の活用促進	○	—	○	○ JA等
・農業経営分科の体質強化に向けた講習や研修会の実施	○	—	○	○ JA等
・農業経営の複合化や多角化に向けた取組	○	—	△	△ JA等
・法人化に向けた取組	○	—	△	△ JA等
・観光農園や体験農園など、新たな農業経営モデルの調査・研究（基本方針 4-①へ）	□	□	△	□ JA等
・家族経営協定の締結促進（基本方針 1-②から）	○	—	○	△ JA

◎は重点取組 ○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：自ら創意工夫し、経営体質の強化に向けて取り組みます。
行政・JA：農業者の安定した経営に向けた継続的な支援を行います。

【関連計画】

農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想
<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした個別経営体の育成 ・集落を基本とした組織経営体の育成

②多様な人材の育成

- ・ 県や大学、J A、農業者等との連携を図り、就農希望者に対する情報提供や相談活動、就農準備への支援を行います。
- ・ 県やJ A、農業者等との連携を図り、新規就農者の受入体制、普及体制を確保します。
- ・ 農業を魅力ある産業であることを理解してもらうため、農業者自らが行う農業の魅力発信等に関する取組を支援します。
- ・ 農家の後継者だけでなく、他職業からのUターン*~~など~~等による新規就農者や定年帰農者、~~女性農業者など~~等、女性も含めた多様な人材の育成・確保に向け、就農や農業経営に向けた支援を行います。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
・ 農業後継者団体等の組織活動の充実	・ 草津市農業後継者クラブの活動で、草津・南草津駅前、直売運営への支援、農業体験コンパの実施	・ 若者や女性の農業参画に資する取組の更なる強化 ・ 新規就農者の掘り起しが課題。	・ 県や大学、J A等と連携を図り、新規就農者を確保 ・ 県やJ A、農業者等との連携を図り、新規就農者の受け入れ体制、普及体制を確保	・ 新規就農者の受入体制、普及体制の確保
・ 新規就農者に対する相談・研修などの実施・充実	・ 認定新規就農者の認定(新規就農者数：H26で1名)	・ 新規就農者の受け入れ体制が整っていない。(経営農地や農業技術の指導など)	・ 認定新規就農者の認定農業者への育成支援	・ 農業後継者団体等の組織活動の充実
・ 家族経営協定の締結促進	・ 平成27年3月時点で28世帯の協定締結	・ 家族経営協定については、過去5年間締結に至っていない。(締結するためのメリットがない。)	・ 家族経営協定を締結してもらえようPR	(基本方針1-①へ)
				・ 援農体制のあり方の検討(基本方針4-③から)

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・新規就農者の受入体制、普及体制の確保	○	□	○	○ JA
・農業後継者団体等の組織活動の充実	○	—	○	○ JA
・家族経営協定の締結促進（基本方針 1-①へ）	○	—	○	△ JA等
・援農体制のあり方の検討（基本方針 4-③から）	○	□	○	○ JA

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA：農業の魅力積極的に発信し、農業に関わる仲間づくりに努めます。
市民：地域の現状を理解し、農業を支える一員として意識を持ちます。
行政・JA：新規就農者等の受入体制の確保に向けた取組を推進します。

③産地強化・草津ブランドの創出

- ・消費者や量販店、市場、食品加工業者等に対して、ほうれん草や水菜等の野菜や、草津メロン、あおばな等、本市の~~有力な~~農産物を~~草津ブランドとして確立~~
~~するために、消費者効果的にPR、情報発信を行います。~~
- ・~~ほうれん草や水菜などの野菜は、今後より一層競争力を強化するため、本市農産物をより高く販売できるが可能となる~~よう、産地強化に向けた支援を行います。
~~組織での栽培に向けた支援を行います。~~
- ・本市の主力作物である~~作付面積の大半を占める~~水稲や、~~特産新~~野菜の草津ブランド化に向けた支援を行います。
- ・県と連携を図りながら、「環境こだわり農産物*」に基づく認証農産物の普及・拡大を推進します。
- ・より付加価値の高い農業が展開できるよう、~~6次産業化の取組農産物加工によるブランド化~~を支援します。
- ・~~ニーズの高い加工・業務用野菜について、水田における集団的な生産拡大に向けた取組を支援します。~~（基本方針2-①へ）

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
・消費者や市場、食品加工業者等への草津産農産物のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄百貨店草津店やイオン草津店でマルシェや市を開催 ・県の「おいしが、うれしが滋賀」に参加。特産物の啓発や情報交換を通じて、新たな取引先確保 ・JA女性部のフレッシュミズによる活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場、食品加工業者等へのPRが未実施 ・イベント開催を契機とした、持続性のある取り組みへの展開が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者、量販店、市場、食品加工業者等への効果的なPR方法を実施 ・草津ブランド推進協議会内で事業を細分化し、それぞれのプロジェクトチーム(商品開発・販路開拓・情報発信・地産地消)で課題解決に向け取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者や量販店、市場、食品加工業者等への草津産農産物のPR
・ブランド化に向けた生産・出荷体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・「草津ブランド推進協議会」を設立。特色ある農水産物や新たな製品、サービス等の付加価値と魅力を発信する取り組み。 ・草津のこだわり極上米「匠の夢」や草津あおばな、愛彩菜、山田ねずみ大根のブランド力強化に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド認証制度の整備に向け、ブランドになりうる農産物の選定や、基準の策定等、関係機関との調整も含めた課題整理が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値を高め、儲かる農業に向けた取り組みとして6次産業化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地強化に向けた生産・出荷体制の確立
・農産物加工による商品開発等	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者が自ら加工、販売を行える支援体制の整備強化(「6次産業化推進事業費補助金交付金要綱」を制定) ・あおばな緑茶・あおばなほうじ茶、飴等の販売【JA草津市】 ・あおばなしぼり汁の染物の開発、商品化【湖南農業高校】 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工に取り組む生産者が少ない(地の利や、これまで培ってきた生産技術もあり、青果の販売に重きを置いている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を活かした作物の作付検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・草津産農産物における草津ブランド認証の推進
・水田における集団的な生産拡大に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・しがの水田野菜の取組 ・戦略作物(麦・大豆)における集団転作の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・麦・大豆以外の新たな作物の作付 	<ul style="list-style-type: none"> ・草津あおばな会の活動支援 	<p>(基本方針2-①へ)</p>

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・消費者や量販店、市場、食品加工業者等への草津産農産物のPR	○	□	○	○ JA・市場・食品加工事業者等
・ ブランド化 産地強化に向けた生産・出荷体制の確立	○	—	△	○ JA事業者等
・草津産農産物における草津ブランド認証の推進農産物加工による商品開発等	○	—	○	○ JA事業者等
・ 水田における集団的な生産拡大に向けた (基本方針 2-①へ)	⊖	—	△	⊖ JA等

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA等：地域特性を活かした農産物の生産、草津ブランド化に取り組めます。
市民：草津産農産物のPRを行います。
行政：草津産農産物のPRと草津ブランド化に向けた関係者間の連携を支援します。

基本方針2 農地の保全と農業的土地利用の増進

①計画的な農地保全・高度利用の推進

- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画や、農地法に基づく農地転用許可制度~~など~~により、優良農地の保全を図ります。
- ・各種都市計画制度において、農業以外の土地利用と調整を図りつつ、農地の保全を積極的に位置づけます。
- ・農地の多面的機能が健全に発揮されるよう、農地や農業施設~~など~~等の資源を地域ぐるみの共同活動として保全~~する取組を~~に取り組み集落の確保に向けPRを行うとともに、活動に対して支援します。
- ・農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の実態調査を実施し、活用農地としての機能の復元を図ります。
- ・水田を有効に活用するため、~~転作作物として~~麦や大豆、地域特性を活かした作物の作付けを行い~~うなど~~、農地の高度利用を推進します。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
・優良農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業受委託の促進(委託農家戸数641戸(224ha)(平成23年度)) ・農用地区域の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・不作付地の増加 ・さらなる認定農業者等への農地集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域の除外と農地転用の抑制 ・認定農業者等へ利用権設定等による不作付地の解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の保全
・農地・水・環境保全向上対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業の取組(10集落(取組面積288ha)(平成26年)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村まるごと保全向上対策については、平成20年度から新規の取組集落がない(申請書類等の煩雑さも要因の一つ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村まるごと保全向上対策に取り組む集落の確保に向けPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組の推進
・耕作放棄地の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの実施・指導【農業委員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者不足等により農地の保全が困難となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地が有する多面的機能について、非農家への理解の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消
・農地の高度利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略作物(麦・大豆)への転作奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ・麦・大豆以外の新たな作物の作付(技術等がないため、時間とお金がかかる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き農地パトロール・指導の実施による耕作放棄地の解消 ・地域特性を活かした作物の作付検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の高度利用の推進

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・優良農地の保全	□	—	○	
・ 農地・水・環境 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組の推進	○	□	△	○ 集落
・耕作放棄地の解消	○	—	○	
・農地の高度利用の推進	○	—	△	△ JA等

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・集落：農地や農業用施設等の資源の保全に取り組みます。
市民：農地が持つ多面的機能を理解します。
行政：農業振興地域内の優良農地を保全します。
JA：営農指導による有効な農地の高度利用を促進します。

【関連計画】

<p>草津市都市計画マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地、丘陵地や寺社林等の保全・活用による自然環境の維持・向上 ・農業振興地域農用地は、市街化区域の拡大等と調整を図りつつ保全する ・水田は、水を一時貯留する緑地として積極的に保全する
<p>第2次草津市緑の基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨格となる水とみどりを守る ・農用地区域の指定を継続し、優良農地の保全を図る
<p>草津農業振興地域整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な営農条件を備えた農用地を確保・保全する

②担い手への農地等の集積

- ・意欲ある担い手への農地等の集積を図るため、~~農地保有合理化法人（JA）を中心として、農地保有合理化事業（利用権設定等）~~などの実施を推進します。
- ・~~集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するために地域ごとに策定された人・農地プランを計画的に推進します。~~
- ・迅速な農地のあっせん等を図るため、農業委員会と連携して、農地~~など~~等の貸借情報の収集や登録制度の運用を促進します。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組（案）	(新) 主な取組
◎農地保有合理化事業（利用権設定等）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定、JA 草津市受委託、農地中間管理事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等へ農地集積の限界が近づいている ・条件の悪い農地の受け手がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等の推進 ・農地中間管理機構の活用促進 	◎利用権設定等促進事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・農地などの貸借情報の収集・登録制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構へ農地借受者としての農業者の登録 ・草津市農業機械銀行へ農業者の登録 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の未来像を描いた人・農地プランの計画的な推進（農地の集約化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランの推進・確認
			<ul style="list-style-type: none"> ・農地公開情報の活用 ・農地などの貸借情報の収集・登録制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の貸借情報の収集・登録制度の運用

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
◎農地保有合理化事業(利用権設定等)促進事業の推進	○	—	○	○	JA 中間管理 機構
・人・農地プランの推進・確認	○	—	△	○	集落・JA
・農地 など 等の貸借情報の収集・登録制度の運用	□	—	○	○	中間管理 機構

◎は重点取組 ○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・集落：人・農地プランに基づき農地の集積、集約化に努めます。
行政：人・農地プランに基づき農地の集積、集約化を促進します。
JA等：農地利用円滑化団体として利用権設定等を推進します。
中間管理機構：中間管理事業に基づき農地の集積、集約化を推進します。

【関連計画】

<p>人・農地プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5地域（志津、常盤、笠縫、山田、老上・矢倉）ごとに策定。 ・今後の地域の中心となる経営体（担い手）、将来の農地利用のあり方、農地中間管理機構の活用方針、近い将来農地の出し手となる者と農地、今後の地域農業のあり方などを位置づけ。
--

③効率的な営農環境の整備

- ・より生産性の高い農業が展開できるよう、未整備地域でのほ場整備事業等を推進するとともに、基幹的な用水施設や排水施設については、長期的な観点に立って、~~かんがい排水事業~~効率的かつ計画的な保全更新対策を計画的に推進します。
- ・農作業の効率化を図るため、農業用施設整備を支援するとともに、老朽化している施設の改修等について対策を検討します。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組 (案)	(新) 主な取組
・土地改良事業等の推進	・新規ほ場整備事業等の計画調整	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業に伴う必須要件との整合 ・整備済み施設の老朽対策 ・全体事業推進に向け、未採択個所の採択を受け事業を行う必要がある ・整備後相当年が経過した施設が大部分であり、全体的な更新計画について検討を行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、新規ほ場整備事業についての調整を行うとともに、施設の老朽化に伴う対策について検討 ・条件の悪いほ場の再整備に向けた検討 ・引続きの事業が実施出来るよう関係機関との調整を図り、基幹水利施設の早期更新を実施 ・引続き、老朽施設を主に農業用施設改良・施設更新を実施 ・アセットマネジメントを検討 	・土地改良事業等の促進
・草津用水二期事業の促進	・第一段送水路事業の実施			・草津用水二期事業の促進
・農業用施設整備の促進	・農業用（農道・水路等）施設の改良及び更新			・農業用施設の計画的な更新
				・アセットマネジメントの検討

【主な**施策**取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・土地改良事業等の 推進促進	○	—	△	○ 土地改良区
・草津用水二期事業の促進	○	—	△	○ 草津用水 土地改良区
・農業用施設 整備 の 促進 計画的な更新	○	—	△	○ 土地改良 区、JA等
・アセットマネジメントの検討	○	—	○	○ 土地改良 区、JA

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：農業用施設等を利用するとともに、適正な維持管理をします。
行政：農業用施設等について、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。
土地改良区等：農業用施設等について、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。

基本方針3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消*の推進

①食育と連携した地産地消*の推進

- ・生産体制の強化により、~~市内草津産農産物の学校給食での利用を通じて~~拡大し、次世代を担う子どもたち~~への~~地産地消を通じた食育を推進します。
- ~~・教育委員会と連携し、たんぼの学校推進事業*等を活用しながら、児童が地域の水田や畑等での農体験を通じ、農業とふれあい、その理解を深める機会を創出します。（基本方針4-①へ）~~
- ・~~食育基本法を基に、策定が進められている~~市民の健康増進のため、食育推進計画と~~連携~~整合を図りながら、食と農に関する取組を推進します。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組（案）	(新) 主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食での草津産農産物の利用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食における地産地消検討会」の開催 ・野菜については11品目を使用 ・米飯給食については100%草津市産を使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な生産が軟弱野菜であることや、生産体制が未熟であることから、給食センターの必要とする食材を安定的に供給することが難しい ・市内関係部局と連携した取組みが必要（教育委員会や福祉関係部局など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食での、より強固な生産体制を整えるとともに、1品目でも多い草津産農産物の利用に向け、引き続き関係機関と協議等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食での草津産農産物の利用拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・教育ファーム等の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験学習「たんぼのこ体験事業」を小学校全校で実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「たんぼのこ体験事業」を実施するとともに、小さいころから農業に携わる機会の支援を実施 	<p style="color: red;">基本方針4-①へ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進計画の促進、食育活動との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次食育推進計画」の策定（平成26年2月） ・小中学生の農業体験 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康増進のため、第2次食育推進計画等と整合を図りながら、福祉関係部局と連携し地産地消の取組を展開 ・農産物の効能表示をすることにより、市民の健康に配慮しつつ地産地消を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進計画の促進、食育活動との連携

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・学校給食での草津産農産物の利用拡大	○	□	○	○ JA等
・ 教育フォーラム 等の取組の推進 (基本方針 4-①へ)	△	□	○	
・食育推進計画の促進、食育活動との連携	○	□	○	○ JA・事業者等

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：安心、安全な農産物の生産に取り組めます。
市民：地産地消に関する理解を深めます。
行政：学校給食において、草津産農産物の利用を促進します。
JA等：草津産農産物の消費拡大に向けたPRを実施します。

【関連計画】

<p>第2次草津市食育推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産物の利用を図り、それらを活かした伝統食・行事食などの継承を推進します。 ・生産者による食育の推進と生産者・消費者の交流を推進します。 ・生産者・食品関連事業者による食品表示を促進します。
<p>草津市教育振興基本計画第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の健やかな体づくりを進めます。 ・学校での食育と家庭への食生活のあり方の啓発を推進します。

②市内販売・流通の促進

- ・市民に対して、身近な農地で生産されており、新鮮な草津産農産物のPRを行います。
- ・~~市内~~草津産農産物を求める市民ニーズに対応するため、身近なスーパーマーケット等における販売、また事業所内の食堂等での利用~~など~~等、地元場産農産物を提供~~できる仕組みづくり~~する取組を~~検討~~推進します。
- ・関係機関と協議し、市場経由でない形での取引を検討します。
- ・市民の健康意識の向上を推進するため、機能性を謳った農産物・食品のPRを行います。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組 (案)	(新) 主な取組
◎市内スーパーマーケット等との連携による市内販売体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談の実施 ・草津あおばな館の取扱高の増加 ・消費者の購入機会の拡充のため、新聞やテレビなどのメディアを使ったPR活動に取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・量販店については、市場経由の仕入れを希望しているため、生産者が直接納めにくい体制が作りにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協議をし、市場経由ではない形（例えばインショップ）での取引を検討 	◎市内スーパーマーケット等との連携による市内販売体制の強化
・食品事業者等との連携による契約栽培等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談の実施 ・パナソニック（株）アプライアンス社、オムロン（株）草津事業所社員食堂等における草津産野菜の提供 ・日本生活協同組合連合会（生協）との相対取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ取引先から継続的に仕入れをしているケースが多いため、なかなか新規取引が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型スーパーに市内農産物の取扱いについて、関係機関と連携し協議を行う ・飲食店や社員食堂に積極的な草津産農産物をPR ・食品事業者等との連携による契約栽培等を拡大 	・食品事業者等との連携による契約栽培等の促進

【主な**施策**取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
◎市内スーパーマーケット等との連携による 市内販売体制の 検討強化	○	□	○	○ JA 事業者等
・食品関連事業者との連携による契約栽培等の 拡大の検討促進	○	□	○	○ JA 事業者等

◎は重点取組 ○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：消費者ニーズに対応した農産物を生産します。
市民：草津産農産物の購入を心がけます。
行政・JA等：関係機関等と連携し、草津産農産物の取扱店を確保するための協議を行います。

③直売所の整備等の推進促進

- ・直売所における豊富な品揃えを実現するため、各農家における消費者ニーズに応じた多品種・多品目の農産物の生産を促進します。
- ・商店街や駅前などを活用した市内草津産農産物の販売の促進などを、新たな共同直売所の設置等を支援促進します。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・直売所出荷に向けた多品種多品目農産物の生産促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・草津あおばな館における出荷協議会の設立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応できる生産体制が整っていない。(多品種多品目生産等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷協議会において、多品種多品目生産を実施するための協議を行う ・共同直売所の設置の在り方について検討が必要 ・各種イベントでの直売所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所出荷に向け消費者ニーズに応じた農産物の生産促進
<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や駅前などへの共同直売所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・草津駅前(デッキ)での地産地消フェアの開催【南びわこ青年農業者連合会】 ・南草津駅前での「みなくさまつり」で農産物直売を実施 ・FM草津前、JA等での産直市の他、各種イベントへの出店 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同直売所の設置に向けては、費用や管理、運営主体などについての検討が必要 ・スーパー等、競合する事業者も多く、取組みを進めるには話し合いが必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した共同直売所の設置の促進

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・直売所出荷に向け た多品種多品目農産物の消費者 ニーズに応じた生産促進	○	—	△	○ JA等
・ 商店街や駅前など等への 地域に密着した共同直売所の設置の促進	○	□	△	○ JA・商工会議所等

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：直売所販売等に対応するため、多品種、多品目の農産物を生産します。
市民：直売所等を積極的に利用します。
行政：地域に密着した共同直売所等の設置を促進します。
JA等：年間を通して品揃えを確保できる農産物の生産体制を構築します。

④農に関する情報提供の促進

- ・ホームページやSNS、広報等、多様なツールを活用し、情報を求めている市民ターゲットに向けて、~~市内~~農業や旬の~~市内~~草津産農産物に関する情報を的確に発信します~~を行います~~。
- ・各種イベントへの参加者や直売所等への来訪者に対し、効果的な情報発信を行います。
- ・農業者の農薬の適正使用や生産履歴*の作成、GAP*の導入~~や情報提供の促進など~~等、市民の信頼性向上を図る取組を支援します。
- ・身近にある農を草津市の魅力として、市外へ積極的にPRを行います。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
・ホームページや広報等での草津産農産物のPR	・広報くさつ、市ホームページ、フェイスブック、パンフレット等でのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信はしているが、情報を求めている人に届いていない ・市民等への周知が不足している(市単独で直売所マップなどを作成していない。) ・市内での直売所、草津産農産物等取扱い店舗の情報がわかりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なツールを活用したPRの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報等での草津産農産物のPR
・直売所マップ等の作成	・直売所マップの作成【湖南地域農業センター】		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯や高齢者等、ターゲットを絞った効果的なPRの実施(子育て世帯向けにSNSを活用した食べ方を含めた農産物のPR等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所マップ等の作成 ・直売所、草津産農産物等取扱店舗等での情報発信
・生産履歴の情報提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・あおばな館で販売する全農産物の生産履歴記帳の実施【JA草津市】 ・GAPへの取組推進【JA草津市】 【米麦大豆：全農家、野菜：1組織】 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、各イベント等で情報発信を実施 ・市内での直売所、草津産農産物等の取扱い店舗の情報発信を実施 ・生産履歴を基にした安心・安全の農産物のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境こだわり農産物のPR

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・ホームページや広報等での草津産農産物のPR	□	□	○	○ JA 事業者等
・直売所マップ等の作成	△	□	○	○ JA等
・直売所、草津産農産物等取扱店舗等での情報発信	○	□	○	○ JA 事業者
・ 生産履歴* の情報提供の促進 環境こだわり農産物のPR	□	□	○	○ JA 事業者等

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・行政・JA等：関係機関と連携し、草津産農産物の情報を効果的に発信します。
市 民：草津産農産物の情報収集に努めます。

基本方針4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進

①ふれあいの場の確保と拡大

- ・市民と農業者の交流機会を拡大するため、市民農園や体験農園~~など~~等の整備等を~~図る~~支援するとともに、JAと連携を図りながら、朝市、即売会~~など~~等の身近な農業イベントの実施を推進します。
- ・教育委員会と連携し、「たんぼのこ体験事業」*等を活用しながら、児童が地域の水田や畑等での農体験を通じ、農とふれあい、その理解を深める機会を創出します。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
・市民農園や体験農園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「草津市手作り市民農園」の提供(75区画、約30㎡/1区画) ・JA草津市ふれあい貸農園の運営(132区画、約13.5㎡/1区画) ・ロックベイガーデンでの体験農園運営(いちご、枝豆、さつまいも等) ・あおばな館前のPR水田の活用(芋掘り体験等) ・JA女性部のフレッシュミズによる活動【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の利用者のマナーについて、近隣住民からの苦情が出ている ・市民農園の区画の不足 ・年間を通じてできる体験農園が少ない ・農業イベントについては、開催場所が限定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな貸農園・体験農園の運営にかかる設立の支援 ・各種イベントと連携した農産物の販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園や体験農園の整備、支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・朝市や即売会など各種農業イベントの実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・朝市や即売会等の実施
				<ul style="list-style-type: none"> ・教育ファーム等の取組の推進(基本方針3-①から)

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・市民農園や体験農園の整備、支援	○	□	△	○ JA 事業者等
◎農業講習会や親子農業体験型イベント等の開催	○	□	○	○ JA 事業者
・朝市や即売会等各種農業イベントの実施	○	□	△	○ JA 事業者等
・教育ファーム*等の取組の推進	△	□	○	○ JA 事業者等

◎は重点取組 ○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA等：『農』とふれあう機会を創出します。
市民：積極的に『農』に親しみます。
行政：『農』とふれあう機会の創出を推進します。

【関連計画】

くさつ環境文化プラン ～第2次草津市環境基本計画～
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境とふれあう機会の充実 ・市民農園、体験農園など市民が“農”に親しむ機会の拡充 ・草津川跡地や遊休農地等を活用したビオトープづくり
第2次草津市緑の基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックを活かしながら身近なみどりを確保・再整備し、適切に維持管理する ・市民農園の整備を進める
第2次草津市食育推進計画
<ul style="list-style-type: none"> ・農作物を作る体験や料理実習などを通じて、食事を作る喜びが得られる取組を推進します。
草津市教育振興基本計画第2期
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが参加する交流活動や体験活動の充実を図ります。 ・子どもが地域の人や自然とふれあう活動を広げます。 ・地域による学校支援を推進します。 ・地域の人が学校や幼稚園の教育活動を支援し、子どもと関わる取組を拡充します。 ・子どもが参加する地域活動を進めます。 ・日常的な地域活動に子どもが参加し、大人と共に活動できるようにします。

②環境配慮型・資源循環型農業の推進

- ・環境負荷を軽減する取組を地域全体に広げるため、~~エコファーマー~~^{*認証取得に向けて啓発を行うとともに、環境負荷を軽減する技術の構築}環境こだわり農産物のPRに努め、認証件数の確保に努めます。
- ~~・農地・水・環境保全向上対策による農村資源を保全する共同活動への支援を行います。~~
- ・農地の多面的機能が健全に発揮されるよう、農地や農業施設~~など~~等の資源を地域ぐるみの共同活動として保全に取り組み集落の確保に向けPRを行うとともに、取組を支援します。(再掲)
- ・農業者に対して、1排出事業者として3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組む意識づけを行うとともに、農業生産現場から発生する有機性残さ~~や食品加工施設からの生ごみ等のたい肥化及び~~の地域内農地での利用や、事業者と連携した堆肥化の取組等、資源循環システムの~~構築を研究し~~検討を行います。
- ・農業排水対策として、濁水防止に向けた取組のPRに努めます。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
・エコファーマー認証取得の推進	・エコファーマー認定を実施	・エコファーマーについては、認定件数が徐々に減少してきている	・エコファーマー認証取得については、環境こだわり農産物の認証へ取組をシフトする	・環境こだわり農産物のPR(再掲)
・環境と調和した農業生産技術の構築	・環境こだわり農産物の作付面積の拡大			
・農地・水・環境保全向上対策の取組の推進(再掲)	・農村まるごと保全向上対策事業の取組み。 ・取組集落:10集落(取組面積288ha)(平成26年)	・環境こだわり農産物認証の件数が伸びない	・環境に配慮し、厳しい基準で取組む安全・安心な環境こだわり農産物をPRし面積の拡大を目指す	・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組の推進(再掲)
・資源循環システムの検討	・オムロン食堂残さの堆肥化、湖南農業高校への提供 ・給食センターでの食品残渣の堆肥化(1次発酵)	・農村まるごと保全向上対策事業については、新規の取組集落の確保(申請手続き等が煩雑)	・環境こだわり農産物の生産者を増やす部会	・資源循環システムの検討
		・水質保全に向けた取組(農業排水対策)	・農村まるごと保全向上対策の取組集落の確保に向けたPRの実施 ・濁水防止に向けた取組みのPR	

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・ エコファーマー 認証取得の推進 環境こだわり農産物のPR	○	—	△	△ JA 事業者等
・ 環境と調和した農業生産技術の構築	⊖	—	△	△ JA等
・世代をつなぐ農村まるごと農地・水・環境保 全向上対策の取組（再掲）	○	□	△	△ JA等
・資源循環システムの検討	○	—	△	○ JA 事業者 食品加工事 業者等

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：環境こだわり農業への取り組みと安心・安全な農産物の生産に努めます。
市民：農地が持つ多面的機能を理解します。
行政：環境こだわり農産物について理解を得るよう働きかけます。
JA等：環境にやさしい農業生産に向けた技術の啓発を行います。

【関連計画】

第2次草津市食育推進計画
・環境こだわり農産物の推進
くさつ環境文化プラン ～第2次草津市環境基本計画～
・環境共生型産業の振興
・環境負荷の低減に配慮した農業等の振興
・有機農法等による安全な農産物づくりの促進
・生物多様性の保全
・用水路やあぜ道の多自然型整備の推進
草津市教育振興基本計画第2期
・誰もが参加できる環境学習を推進します。
・こどもエコクラブ活動等、学校、家庭、地域で取り組める環境学習の機会を提供します。

~~③市民と協働で農業を支える仕組みづくりの確立~~（基本方針 1-②、4-①へ）

- ~~・市民農園や体験農園の整備とあわせ、地域農業者との交流機会を創出し、市民への農産物の栽培指導や援農体制づくり等を検討します。~~

（旧）主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組（案）	（新）主な取組
◎農業講習会や親子農業体験イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 親子料理教室の実施【JA草津市】 愛彩菜や葉物野菜を中心とした収穫体験の実施【JA草津市】 JA女性部のフレッシュミズによる活動【再掲】 ロックベイガーデンでの体験（枝豆、芋掘り等） 	<ul style="list-style-type: none"> 情報を求めている人に、的確に情報が伝わっていない。 援農を受け入れる体制が整っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、充実した農業講習会や親子農業体験イベント等の開催 農業講習会や親子農業体験イベント等を開催するにあたり、多くの人に情報が伝わる効果的なPRの実施 援農体制のあり方について、農業者等と検討 	<p>（基本方針 4-①へ）</p>
・援農体制づくりの検討	<ul style="list-style-type: none"> 営農普及員による家庭菜園の指導【JA草津市】 組合員への広報での家庭菜園の栽培方法の掲載【JA草津市】 			<p>（基本方針 1-②へ）</p>

~~【主な施策取組】~~

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
◎農業講習会や親子農業体験イベント等の開催 （基本方針 4-①へ）	⊕	⊕	⊖	⊖ JA等
・援農体制づくりの検討 （基本方針 1-②へ）	⊖	⊕	⊖	⊖ JA等

◎は重点施策

基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

①関係機関との連携強化

- ・農業を振興していくためには、農業者の意欲と創意工夫を活かした主体的取組に対し、市民、行政、JA、各種協議会、消費者団体、教育機関、小売事業者、食品加工事業者等、各主体がそれぞれの役割を果たすことが必要であることから、連携強化~~に向けた推進体制づくり~~を進めます。
- ・都市計画、商工観光、教育、環境~~など~~等の他分野と連携を深め、効果的に施策を推進します。
- ・市内農産物の高付加価値化や新たなビジネスの創出を図るため、農商工連携による6次産業化~~強化~~に向けた取組を推進促進します。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組 (案)	(新) 主な取組
・関係機関による推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市・JA連携による組合員指導 ・農業振興協議会、各野菜出荷組合等との連携 ・草津ブランド推進協議会の設立 ・湖南地域農業センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者のニーズを的確に把握するための体制づくりができていない ・各種計画との連携について、庁内の連携体制が取れていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、協議会等との連携強化を図る ・庁内の連携体制を整理し、各種計画を推進 	・関係機関による推進体制の強化
◎異業種交流による意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「おいしが、うれしが」事業を通じた、市内飲食店等との意見交換 ・異業種と連携し、草津あおばな会を設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換等が実際の6次産業化としての連携に繋がりにくい ・6次産業化推進事業費補助金交付金は、活用事例が無い (PR 不足) 	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化の推進を見据えた意見交換等を積極的に実施 ・6次産業化推進事業費補助金交付金制度の積極的なPRを行う 	◎異業種間の交流の促進
・農商工連携による取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「6次産業化推進事業費補助金交付金要綱」を制定。(平成26年8月) 			・6次産業化の促進

【主な**施策取組**】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・関係機関による推進体制の 確立強化	□	□	○	○ JA 事業者等
◎ 異業種間の交流による意見交換会の開催の促進	○	□	○	○ JA 事業者等
・ 農商工連携による取組 6次産業化の促進	○	—	△	○ JA 事業者等

◎は重点取組 ○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA等：異業種との交流や会議等への参加や6次産業化に向け取り組みます。
市民：各種イベントや交流の場に参加し、消費者ニーズを伝えます。
行政：関係機関と連携し、各種会議や交流の場などのきっかけづくりを行います。

②市域を超えた取組強化

- ・近江米の新品種「みずかがみ」や「環境こだわり農産物*」等のブランド化市域を超えた取組が進められており、多様化する市民ニーズへの対応や強→広域の産地づくり形成のためには、市外との連携も必要となることから、県や普及指導機関 J A、市外の各種団体周辺自治体との連携強化を図ります。
- ・生産の安定化やコスト低減等に資する新技術を活用した農業を展開するため、研究機関との共同研究等を促進します。
- ・農産物の販路拡大に向けて、市外の消費地に向けた取組を検討します。

(旧) 主な施策	これまでの取組状況	課題・問題点	今後の取組(案)	(新) 主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・市域を超えた産地形成に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域キャベツ栽培の取組み【滋賀県】 ・ミラノ食博への和食弁当出展【近江の匠和食弁当実行委員会】 ・近江米の新品種「みずかがみ」の生産普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域での産地形成に向けた取組(キャベツ)の定着が課題 ・実証実験から、商用への転換が課題 ・大学等と連携し、ICT等を活用した新しい農業の展開等が期待される 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域の産地形成に向けた取組について、県、J A、周辺自治体等との連携を強化し、引き続き取り組みを進める ・S O F I X農業について、研究機関との共同研究などを引き続き進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域を超えた産地形成に向けた取組の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・農業技術振興センターや大学等の研究機関との共同研究等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・S O F I X農業(土壌肥沃度診断)の実験を実施【立命館大学と連携】 			<ul style="list-style-type: none"> ・農業技術振興センターや大学等の研究機関との共同研究等の促進

【主な施策取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・市域を超えた産地形成に向けた取組の推進促進	○	—	○	○ JA 事業者等
・農業技術振興センターや大学等の研究機関との共同研究等の推進促進	○	—	○	○ JA 研究機関 事業者等

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA等：市外の農業者や関係機関と積極的に連携を行います。
行政：円滑に取組みが進むよう、関係者間の調整を行います。
JA等：市外の農業者や関係機関と積極的に連携を行います。
大学等：関係機関等と連携して研究を行います。

資料 2

草津市農業振興計画（改訂版）策定の今後のスケジュール

日 時	内 容
平成27年11月20日（金）	第3回草津市農業振興計画策定懇談会 （1）草津市農業振興計画の素案について
平成28年1月15日～2月14日	パブリックコメント実施
2月下旬	第4回草津市農業振興計画策定懇談会 （1）パブリックコメント実施結果について （2）草津市農業振興計画最終計画（案）について
3月中旬	パブリックコメント結果公表
4月上旬	草津市農業振興計画 公表

資料 3

第4回草津市農業振興計画策定懇談会にかかる日程について

第4回草津市農業振興計画策定懇談会の開催に向けて委員の皆様の御都合をお聞かせください。

御都合が良い日時に○の御記入いただき、恐れ入りますが12月4日（金）までに事務局（草津市農林水産課）までFAXをお願いします。

御氏名 _____

日時	時間	出欠
平成28年 2月25日（木）	AM	
	PM	
2月26日（金）	AM	
	PM	
2月29日（月）	AM	
	PM	
3月1日（火）	AM	
	PM	
3月2日（水）	AM	
	PM	

草津市農林水産課 TEL 077-561-2357
FAX 077-561-2486